

困窮でお困りの方はご相談ください

「お金がないから」と
医療をあきらめている方、
1日でも早く病院・診療所に来てください。
いっしょに治療をはじめましょう。

山梨勤労者医療協会の病院・診療所(裏面記載)では

無 料 ・ 低 額 診 療 事 業

を実施しています

◆ 無料・低額診療とは……

生活困難な方に無料または低額な料金で医療を利用していただく制度です。制度利用にあたっては、必要書類を提出していただき、基準を満たしていれば適用が決まります。

◆ すべての人に医療を受ける権利があります

この事業は「社会福祉法」にもとづく事業です。

憲法25条が「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めているように、「医療を受けることはすべての人に保障された権利」です。

このような場合にはご相談ください

- 保険証がない、短期保険証や資格証明書が発行されて困っている
- リストラ・失業などで、医療費を支払うことが困難になってきた
- 病気や障害などで収入がなく困っている
- 年金収入だけでは医療費の支払いが難しい
- 子供が就学援助金を受けている世帯
- ホームレスの方
- 近所や知り合いに受診できずに困っている人がいる などなど……



- ◎ 他の公的制度が利用できる場合は、その手続きをおすすめすることになります。
- ◎ 制度適用とならない場合でも、生活相談に応じます。

◆無料・低額診療の基準

●無料診療

無保険者、ホームレス、外国人労働者、DV被害者、住所不安定就労者、人身取引被害者等が対象。健康保険への加入または生活保護開始までの期間、医療費の全額を免除します。有効期限は**原則1か月、最大3か月**です。

●低額診療

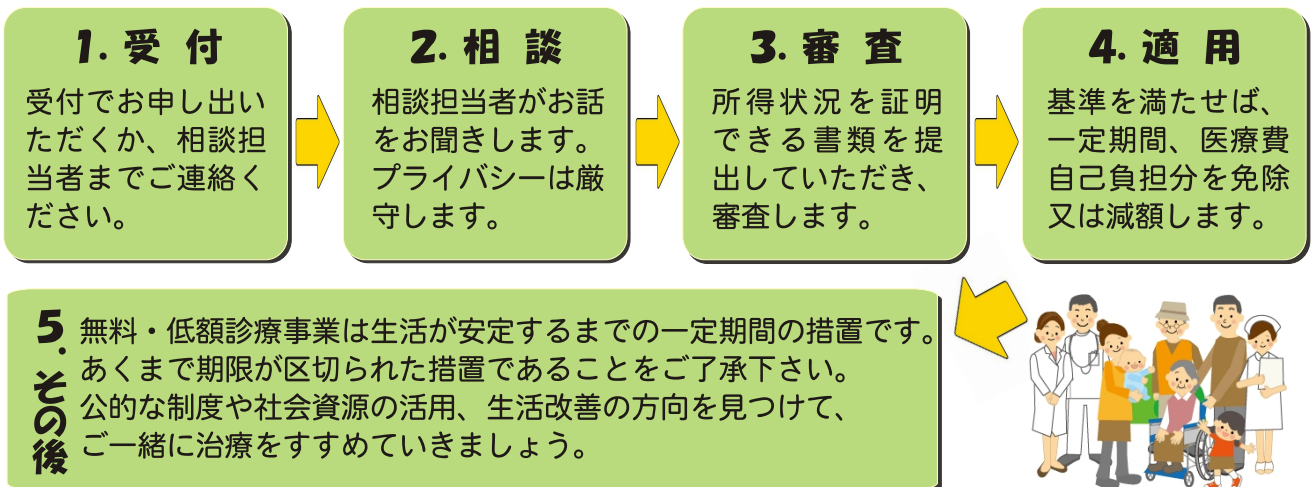
- ①医療費一部負担金の**全額**免除⇒1か月の収入が生活保護基準の**120%以下**
- ②医療費一部負担金の**半額**免除⇒1か月の収入が生活保護基準の**140%以下**
有効期間は**原則6か月以内**です。

“低額診療適用の1ヶ月収入モデル例（甲府市の場合）” ※家賃は28,400円で計算

家族構成	生活保護基準120%	生活保護基準140%
70歳以上 単身世帯 借家	約115,000円	約134,000円
60歳・30歳 2人世帯 持ち家	約128,700円	約150,000円
42歳・13歳・10歳 3人世帯 借家	約243,800円	約284,500円

注) お住まいの地域、世帯構成人数、年齢、生活状況により基準が異なります。上記は目安ですので詳しくはご相談ください。

◆無料・低額診療が決るまで



無料・低額診療 実施事業所



病院・診療所	住所	電話
甲府共立病院	甲府市宝1-9-1	055-226-3131
甲府共立診療所	甲府市宝1-10-5	055-221-1000
巨摩共立病院	南アルプス市桃園340	055-283-3131
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬623	055-263-3131
武川診療所	北杜市武川町牧原1371	0551-26-3131
御坂共立診療所	笛吹市御坂町八千蔵538-1	055-263-1655
竜王共立診療所	甲斐市富竹新田231-1	055-279-8611
甲府共立診療所	甲府市宝1-10-5	055-221-1000
共立歯科センター	甲府市丸の内2-9-28勤医協駅前ビル	055-226-2073
巨摩共立歯科診療所	南アルプス市桃園340-1	055-283-4100
御坂共立歯科診療所	笛吹市御坂町八千蔵535-1	055-263-6954
武川歯科診療所	北杜市武川町牧原1371	0551-26-3133

まずは山梨勤医協の身近な病院・診療所にご相談下さい。電話でも相談できます。